



高松市告示第 3 1 5 号

土壤汚染対策法(平成 1 4 年法律第 5 3 号)第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定するので、同条第 3 項において準用する第 6 条第 2 項の規定に基づき公示します。

令和 8 年 5 月 2 0 日

高松市長 大 西 秀 人

- 1 形質変更時要届出区域
高松市朝日町五丁目 4 3 0 番 4 の一部の区域
- 2 指定の年月日
令和 8 年 5 月 2 0 日
- 3 土壤汚染対策法施行規則(平成 1 4 年環境省令第 2 9 号)第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
水銀及びその化合物
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 5 当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第 5 8 条第 5 項第 1 2 号(埋立地管理区域)に該当